国立大学法人東京学芸大学旅費規則の一部改正について

改正理由：旅費支給に関し，教職員の事務的負担を軽減・簡素化するため，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（用語の意義） 第３条　〔省略〕 ２　この規則において，「何々地」とは，本邦においては市町村の存する地域（東京都の特別区の存する地域にあっては，特別区の存する全地域）といい，外国にあってはこれに準ずる地域をいう。	（用語の意義） 第３条　〔省略〕 ２　この規則において，「何々地」とは，本邦においては市町村の存する地域（東京都の特別区の存する地域にあっては，特別区の存する全地域）といい，外国にあってはこれに準ずる地域をいう。ただし，「勤務地内」という場合には，勤務場所から８キロメートル以内の地域をいうものとする。
〔省略〕	〔省略〕
（鉄道賃） 第１４条　〔省略〕 ２　急行料金及び座席指定料金は，特別急行列車，普通急行列車及び座席指定列車を運行する線路により片道50キロメートル以上の旅行をする場合に限り支給する。ただし，旅行命令権者が業務上やむを得ないと認めた場合は，この限りではない。	（鉄道賃） 第１４条　〔省略〕 ２　急行料金は，特別急行列車及び普通急行列車を運行する路線により旅行する場合に支給する。ただし，業務上やむを得ない場合を除き，特別急行料金及び普通急行料金は，片道50キロメートル以上の旅行をする場合に限り支給する。 ３　座席指定料金は，座席指定列車を運行する線路により片道50キロメートル以上の旅行する場合に限り支給する。
〔省略〕	〔省略〕
（宿泊を伴う研修旅行の旅費） 第２４条　研修，講習，訓練，その他これらに類する目的のための旅行（以下「研修旅行」という。）のうち，宿泊を伴う旅行については，次の各号に定めるもののほか，第14条から第20条までの規定により支給する。 (1) 日当は，第18条第１項に定める日当の額の２分の１に相当する額を支給する。 (2) 宿泊料は，実費額により支給する。ただし，第19条第１項に定める宿泊料の額を上限とする。 (3) 前２号の規定により旅費を支給する日数は，用務地に到着する日の翌日から	（日額旅費） 第２４条　第７条第１項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は，次の各号に該当する旅行とし，旅費は別に定める旅費支給基準によるものとする。 (1) 測量，調査，土木営繕工事，巡察その他これに類する目的のための旅行 (2) 長期間の研修，講習，訓練，その他これらに類する目的のための旅行 (3) 前２号に掲げる旅行を除く外，その業務の性質上常時出張を必要とする役職

用務地を出発する日の前日までの日数とする。

第２５条　削除

〔省略〕

（旅行雑費）
第３７条　旅行雑費の額は，別表第６による。

（死亡手当）
第３８条　死亡手当の額は，第４条第２項第５号の規定に該当する場合には別表第７の定額による。

〔省略〕

別表第５（第34条関係）
〔省略〕

別表第６（第37条関係）

項目	支給の対象	金額
旅行雑費	１．旅行者の予防注射料 ２．旅券の交付手数料及び査証手数料 ３．外貨交換手数料 ４．入出国税 ５．旅客サービス施設利用料及び旅客保安サービス料 ６．航空券等の発券手数料、配送料 ７．航空券の座席指定料	実費額

員の出張
（勤務地内旅行の旅費）
第２５条　勤務地内についての旅費は，次の各号による。
(1) 旅行が行程８キロメートル以上16キロメートル未満の場合は日当の定額の３分の１に相当する額
(2) 旅行が行程16キロメートル以上の場合は日当の定額の２分の１に相当する額
(3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には，別表第２の宿泊料の定額の２分の１に相当する額の宿泊料

〔省略〕

（旅行雑費）
第３７条　旅行雑費の額は，旅行者の予防注射料，旅券の交付手数料及び査証手数料，外貨交換手数料，入出国税並びに旅客サービス施設使用料の実費額による。
（死亡手当）
第３８条　死亡手当の額は，第４条第２項第５号の規定に該当する場合には別表第６の定額による。

〔省略〕

別表第５（第34条関係）
〔省略〕

別表第７（第38条関係） 〔省略〕 附　則 １　この規則は，令和２年４月１日から施行する。 ２　国立大学法人東京学芸大学日額旅費細則（平成16年細則第15号）は廃止する。	別表第６（第38条関係） 〔省略〕